

# 担い手経営発展支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 担い手経営発展支援事業補助金の実施については、十日町市補助金等交付規則及び十日町市農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 農業機械等価格高騰の影響下で、経営規模拡大の意欲があり、省力化や作業の効率化等に取り組む耕種農業者に対し、農業機械や「スマート農業機械」の導入費用の一部を支援することで、地域計画の実現に向けた農地集積と地域農業の継続に寄与することを目的とする。

(スマート農業機械の定義)

第3条 補助金の対象となる「スマート農業機械」とは、ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術により、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上の効果が期待される別表1のいずれかに該当するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、十日町市内に住所を有し、納期限の到来した市税を完納している、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定農業者
  - (2) 認定新規就農者
  - (3) 3人以上の農業者で組織される団体（規約を有している）
  - (4) 農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人）
  - (5) 農業参入している一般法人（市農業委員会から認定を受けている団体）
  - (6) 地域計画において「利用者」として位置づけられた者、又は今後「利用者」として位置づけられる意思がある者
  - (7) その他市長が認める団体
- 2 過去に本事業の交付決定を受けた者は、採択された年度から起算して3年間経過した者を補助対象とする。ただし、認定新規就農者及び当該年度に「スマート農業機械」を導入する者である場合は、この限りではない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は別表2のとおりとする。

- 2 前項により、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金については第7条2項の申請期限までに交付申請のあったものについて、予算の範囲内で交付する。
- 4 第7条第2項の申請期限までに交付申請のあった補助対象経費の総額が事業予算に達した場合、「スマート農業機械」を優先し、予算の範囲内で配分する。
- 5 当該事業に対する国、県及び市町村等から補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助要件)

第6条 第4条第1項第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号のいずれかに該当する者は経営面積又は作業受託面積を目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに、現状（事業実施前年度）より増加させることに努めるものとする。

- 2 第4条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する者は経営面積を目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに、現状（事業実施前年度）より増加させなければならない。なお、経営面積

に作業受託面積は含めないものとする。

3 前各項の両方に該当する者は、前項の規定を適用する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、十日町市農林水産業総合振興事業費補助金交付申請書に、必要とする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請の期限は、4月10日までとする。ただし、交付申請の総額が事業予算に達しない場合はこの限りでない。

3 申請は1経営体につき、年度内1申請1機種1台とする。なお、本体と一体的に導入することが特に認められる付属機器等は、申請に含めることができるものとする。

(達成状況報告)

第8条 補助事業者は、事業実施年度から目標年度(事業実施年度の翌々年度)までの毎年度、達成状況報告書により目標に対する達成状況を報告しなければならない。

(財産処分の制限等)

第9条 十日町市補助金等交付規則第21条第3号の規定により、農業機械の耐用年数7年(中古機械の場合は耐用年数を別表3とする。)を経過するまで、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を補助事業者が市に納付した場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 事業費の価格決定については、原則として複数の業者による見積り合わせ又は入札を行い決定すること。なお、事業の対象となる機械等が中古機械の場合は不要とする。

2 補助事業者は補助対象機械の導入に係る代金の全額を事業実施年度の3月15日までに支払うこと。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>補助金の対象となる「スマート農業機械」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に記載されている、又はこれらと同等以上の機能を有すると認められたもの</li> <li>2. 「スマート農業イノベーション推進会議 (IPC SA)」に掲載されている、又はこれらと同等以上の機能を有すると認められたもの</li> <li>3. 農業機械、農業用ソフトウェア並びに農業用の器具に組み込まれて活用される情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用い、農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの</li> </ol>
--

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象者	補助率	補助上限額	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・認定新規就農者</li> <li>・3人以上の農業者で組織される団体(規約を有している)</li> <li>・農業法人(農事組合法人、農地所有適格法人)</li> <li>・農業参入している一般法人(市農業委員会から認定を受けている団体)</li> <li>・その他市長が認める団体</li> </ul>	補助対象経費の1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械(中古を含む) 500千円</li> <li>・スマート農業機械 1,000千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存機械を下取りに出す場合は、その下取り価格を除いた額を補助対象経費とする。</li> <li>・中古機械の場合は、残存耐用年数を見積書で確認できるものとする。</li> <li>・農業以外にも使用可能な汎用性のある牽引車、トラック、パソコン等は補助対象外とする。</li> <li>・個人間で売買を行う場合は補助対象外とする。</li> <li>・リースは補助対象外とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画において「利用者」として位置づけられた者、又は今後「利用者」として位置づけられる意思がある者</li> </ul>	補助対象経費の1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械(中古を含む) 100千円</li> <li>・スマート農業機械</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費に消費税は含めないものとする。</li> <li>・下限事業費 100千円</li> </ul>

別表 3 (第 9 条関係)

<p>○残存耐用年数(処分制限期間)の算出方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法定耐用年数(7年)の全部を経過した資産 2年</li> <li>2. 法定耐用年数(7年)の一部を経過した資産 (7年-経過した年数) + (経過した年数×20%)</li> </ol> <p>※計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は、2年とする。</p>
---